

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立芸術文化ホール条例施行規則第11条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用許可の変更については堺市立芸術文化ホール条例施行規則第11条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立芸術文化ホール条例施行規則】別紙参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

別紙  
(使用許可の変更)

第11条 使用者は、許可を受けた事項のうち、使用期日又は使用施設を変更しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに堺市民芸術文化ホール使用許可変更申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

- (1) 大ホール 使用しようとする日前90日
- (2) 小ホール及び大スタジオ 使用しようとする日前60日
- (3) 文化交流室(大規模使用時に限る。) 使用しようとする日前30日
- (4) 前3号に掲げる施設(大規模使用時に該当しない場合における文化交流室を除く。)以外の施設 使用しようとする日前7日

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホール(駐車場を除く。次項において同じ。)の使用時間の延長を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更してホールを使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。

5 市長は、前3項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。